「高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数算定方法等要領」新旧対照表

（下線部は改正部分）

新	旧
（趣　旨） 第１　略 （審査項目及び地域点数の算定方法） 第２　略 一～十八　略 十九　パートナーシップ構築宣言 （各審査項目の評価点の算定方法） 第３　各審査項目の評価点の算定方法は、次のとおりとする。 １　技術に優れた企業に対する評価 （１）略 （２）優良工事表彰（土木一式工事に適用） 入札参加資格審査基準日の属する年度及び前年度に、高知県優良建設工事施工者表彰（土木一式工事に限る。）又は土木事務所長、林業事務所長若しくは農業振興センターが実施する優良建設工事の所長表彰（土木一式工事に限る。）を受けている場合は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。 （３）～（４）略 （５）建設キャリアアップシステム（全業種に適用） 次のアからイまでの合計を加点する。	（趣　旨） 第１　略 （審査項目及び地域点数の算定方法） 第２　略 一～十八　略 （新設） （各審査項目の評価点の算定方法） 第３　各審査項目の評価点の算定方法は、次のとおりとする。 １　技術に優れた企業に対する評価 （１）略 （２）優良工事表彰（土木一式工事に適用） 入札参加資格審査基準日の属する年度及び前年度に高知県優良建設工事施工者表彰（土木一式工事に限る。）を受けている場合又は優良建設工事の所長表彰（土木事務所、林業事務所、農業振興センター）（土木一式工事に限る。）は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする（上限は50点とする。）。 （３）～（４）略 （５）建設キャリアアップシステム（全業種に適用） 入札参加資格審査基準日において、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄

	積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下、同じ。）の事業者登録を完了している場合は、評価点10点とする。 　ただし、令和８年度以降の入札参加資格を審査する場合には、入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に発注者から直接請け負った日本国内における建設工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム上に蓄積するために必要な措置を実施した工事１件につき評価点２点とする（上限は10点とする。）。
ア　　入札参加資格審査基準日において、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下、同じ。）の事業者登録を完了している場合は、評価点10点とする。	（新設）
イ　　入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に発注者から直接請け負った日本国内における建設工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム上に蓄積するために必要な措置を実施した工事がある場合は、件数に２点を乗じた値を評価点とする（上限は10点とする。）。	（新設）
２　略	２　略
３　社会と地域に貢献する企業に対する評価 （１）　次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）	３　社会と地域に貢献する企業に対する評価 （１）　次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）

次のアからカまでの合計を加点する。なお、評価点の合計は、40点を上限とする。	（新設）
ア～ウ　略	ア～ウ　略
エ　入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証（以下「高知県ワークライフバランス推進企業認証」という。）を取得している場合は、評価点20点とする。	エ　入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している場合は、評価点20点とする。
オ～カ　略	オ～カ　略
（削除）	なお、当該項目の評価点の上限は40点とし、アからカの全てに該当する場合でも、評価点は40点とする。
（２）男性育休（全業種に適用） 次のアからウまでのいずれかを加点する。	（２）男性育休（全業種に適用） 入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証（次世代育成支援部門）を取得している者のうち、入札参加資格審査基準日以前5年以内に、男性の育児休業取得者（14日以上）がいる場合は、評価点10点とする。
ア　入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、男性育休推進部門の認証を取得している場合は、評価点20点とする。	（新設）
イ　入札参加資格審査基準日において、高知県ワークライフバランス推進企業認証のうち、次世代育成支援部門の認証を取得している者のうち、入札参加資格審査基準日以前５年以内に、男性の育児休業取得者（14日以上）がいる場合は、評価点10点とする（アに掲げる者を除く。）。	（新設）
ウ　入札参加資格審査基準日以前５年以内に、男性の育児休業取得者（14日以上）がいる場合は、評価点５点とする（ア及びイに掲げる者を除く。）。	（新設）

（３）コンプライアンス研修（全業種に適用） 入札参加資格審査基準日の属する年度及び前年度において、土木政策課が実施する「事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修」を受講している場合は、評価点５点とする。	（３）コンプライアンス研修（全業種に適用） 入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、土木政策課が実施する「事業者向けコンプライアンス研修及び働き方改革支援研修」を受講している場合は、評価点５点とする。ただし、令和５年度に行う資格審査においては、同年度に実施する研修を受講している場合に加点対象とする。
（４）障害者雇用（土木一式工事に適用） 法定雇用率（2.5%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数40.0人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点20点とする。 なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき判断する。	（４）障害者雇用（土木一式工事に適用） 法定雇用率（2.3%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用雇用労働者数43.5人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点20点とする。 なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき判断する。
（５）災害対応協力等（土木一式工事に適用） 次のアからエまでの合計を加点する。なお、評価点の合計は、40点を上限とする。 ア　入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に、県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、件数に４点を乗じた値を評価点とする（上限は20点とする。）。 イ　入札参加資格審査基準日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録されている場合は、評価点10点とする。 ウ　略 エ　入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度	（５）災害対応協力等（土木一式工事に適用） （新設） ア　入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に、県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、１件につき評価点４点とする（上限は20点とする。）。 イ　入札参加資格審査基準日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、評価点10点とする。 ウ　略 エ　入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度

の間に、県が発注する年間維持委託業務を履行した場合は、業務を履行した年度につき評価点10点とする（２年間の上限は20点とする。）。ただし、受託金額が500万円未満については対象としない。

（削除）

（６）県産品の使用（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、件数に２点を乗じた値を評価点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（２年間の上限は20点とする。）。

（７）地域ボランティア（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、活動を行った場合、県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合並びに県内の一級河川（指定区間）及び二級河川で河川美化活動を行う団体（リバーボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、１回につき次の点数を乗じた値の合計を評価点とし、それぞれの年度における評価点の上限を10点とする（２年間の上限は20点とする。）。

事業の種類	点数
ロードボランティア	１回　１
ビーチボランティア	１回　２

の間に、県が発注する年間維持委託業務を履行した場合は、１件につき評価点10点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（２年間の上限は20点とする。）。ただし、受託金額が500万円未満については対象としない。

なお、当該項目の評価点の上限は40点とし、アからエの全てに該当する場合でも、評価点は40点とする。

（６）県産品の使用（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事１件につき評価点２点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（２年間の上限は20点とする。）。

（７）地域ボランティア（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前々年度から前年度の間に、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者（ロードボランティア）として認定を受け、活動を行った場合は、１回の活動につき評価点１点とし、県の海岸緊急清掃事業参加団体（ビーチボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、１回の参加につき評価点２点とし、県内の一級河川（指定区間）及び二級河川で河川美化活動を行う団体（リバーボランティア）の認定を受け、事業に参加した場合は、１回の活動につき評価点１点とし、それぞれの年度における上限を10点とする（２年間の上限は20点とする。）。

リバーボランティア	１回　１

（８）、（９）略

（10）担い手確保（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、高知県内で実施した出前授業、現場見学会、インターンシップ事業等の建設業における担い手確保に貢献する取組を実施した場合は、評価点５点とする。

（11）パートナーシップ構築宣言（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、パートナーシップ構築宣言を作成のうえ、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに登録されている場合は、評価点10点とする。

（必要書類）

第４　略

（別表）

審査項目	該当する場合に必要となる書類
建設キャリアアップシステム	CCUS サイトより出力した「自社に関する現場・就業履歴」に係る帳票
男性育休	14 日以上の男性育休取得者がいる旨の誓約書
障害者雇用	常用雇用労働者数 40.０人以上の事業者

（８）、（９）略

（10）担い手確保（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において、高知県内で実施した出前授業、現場見学会、インターンシップ事業等の建設業における担い手確保に貢献する取組を実施した場合は、評価点５点とする。ただし、令和５年度に行う資格審査においては、令和４年４月１日から令和５年９月30日までの間に取組を実施している場合に加点対象とする。

（新設）

（必要書類）

第４　略

（別表）

審査項目	該当する場合に必要となる書類
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
障害者雇用	常用雇用労働者数 43.５人以上の事業者

	労働局が受付した障害者雇用状況報告書 常用雇用労働者数 40.0 人未満の事業者 障害者を雇用している旨の誓約書
（中略）	（中略）

（中略）

附　則

（施行日）

この要領は、令和７年10月１日から施行し、令和８、９年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

	労働局が受付した障害者雇用状況報告書 常用雇用労働者数 43.5 人未満の事業者 障害者を雇用している旨の誓約書
（中略）	（中略）

（中略）

（新設）